

坂井市アンテナショップ運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

坂井市アンテナショップ運営業務

(2) 募集の趣旨

坂井市アンテナショップを首都圏における情報発信拠点として位置付け、市産品のPR、認知度向上及び観光誘客を図ることを目的とする。また、首都圏の消費者との接点を創出し、継続的に魅力発信することで、ファンの獲得及び関係人口の創出につなげる。なお、運営の方針および具体的な業務内容については、別添「仕様書」に記載のとおりである。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

(6) 施設の概要（別紙1「図面」参照）

建物は市が無償で貸与する。使用にあたっては、本市と店舗所有者との契約内容を遵守すること。

店舗の名称：坂井市アンテナショップKINENO（きのの）

所在地：東京都品川区平塚3-4-2 1階

構造：鉄筋コンクリート5階建

専有面積：61.68㎡

竣工年：2022年

(7) 提案限度価格

115,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和9年度 上限額 23,000千円）

（令和10年度 上限額 23,000千円）

（令和11年度 上限額 23,000千円）

（令和12年度 上限額 23,000千円）

（令和13年度 上限額 23,000千円）

2 参加資格要件

参加表明書の提出日において、次の要件をすべて満たしている者であること。

(1) 共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けておらず、その期間中ではない者であること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であること。

(2) 単体企業

- ① 福井県内に本社を有し、法人格を有する資本金1,000万円以上の事業者であること。
- ② 東京都内に営業拠点を有すること。
- ③ 坂井市アンテナショップを拠点として、本市の魅力を積極的に情報発信できる事業者であること。

(3) 共同企業体

- ① 構成員は3者以内とし、本業務の実施に必要な能力を有する者で構成すること。なお、業務内容に応じて異なる業種の事業者による構成を認める。
- ② 構成員はそれぞれの専門性を活かして業務を分担し、共同企業体として一体的に業務を遂行すること。なお、分担業務は必要以上に細分化しないものとする。
- ③ 代表構成員は構成員間の協議により選定するものとし、法人格を有する資本金1,000万円以上の事業者であること。
- ④ 代表構成員は福井県内に本社を有すること。
- ⑤ 構成員のうち1者以上が東京都内に営業拠点を有すること。
- ⑥ 構成員は、坂井市アンテナショップを拠点として、本市の魅力を積極的に情報発信できる能力を有すること。
- ⑦ (1)の共通要件は、共同企業体を構成するすべての構成員が満たしていること。

(4) 参加不適格者

次の者は本プロポーザルに参加できない。また、参加者は、本プロポーザルに関し、次の者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。

- ① 本プロポーザルの審査委員
- ② 坂井市議会議員及び坂井市職員
- ③ 前記の者の家族及び親族等が組織又はその役員若しくは顧問等として実質的に関係する組織、団体等に所属する者

3 応募手続き

(1) スケジュール

内 容	月 日
実施手続きの開始・公告	令和8年9月28日（月）
実施要領等への質問期限	令和8年10月7日（水）※午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和8年10月14日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年10月19日（月）※午後5時まで
参加資格確認結果の通知	提出のあった時点で随時審査し通知する
企画提案書等の提出期限	令和8年11月2日（月）※午後5時まで
辞退届提出期限	令和8年11月2日（月）※午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年11月10日（火）（予定）
選定結果の通知・公表	令和8年11月下旬（予定）

※上記のスケジュールは、募集開始時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合がある。

(2) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月19日（月）正午まで

② 配布方法

配布場所で直接受け取る（配布時間9時～17時（土日・祝日を除く）

又は坂井市ホームページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

(3) 質問の受付および回答

本業務に関する質問事項の受付および回答は次のとおりとする。

① 受付期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月7日（水）午後5時まで

② 提出方法

質問書（様式5）を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、観光交流課へ電話にて送信した旨を連絡すること。質問は、参加表明書及び企画提案書等の記載方法並びに仕様書の内容に関する事項に限り受け付けるものとする。

③ 回答方法・公表

質問者に電子メールで回答するとともに、「坂井市ホームページ」で公表する。

ホームページアドレス <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

④ 留意事項

質問は所定の方法によるものに限り受け付けるものとし、電話、来庁、FAX等による質問及び公正な審査に支障を及ぼすおそれのある質問については、回答しないものとする。

(4) 参加表明書の提出

参加表明書の提出については次のとおりとする。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

① 提出書類

「（6）提出書類1～7」の書類を提出すること。

- ② 提出期限
令和8年10月19日（月）午後5時（必着）
- ③ 提出物
各正本1部
- ④ 提出場所
坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所 産業政策部 観光交流課
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は、午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
※郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と朱書きすること。

（5）企画提案書等の作成・提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

- ① 提案書の作成
企画提案書は、別添「仕様書」に基づき作成すること。
- ② 提出書類
「（6）提出書類8～12」の書類を提出すること。
- ③ 提出期限
令和8年11月2日（月）午後5時（必着）
- ④ 提出物
各10部（正本1部・副本9部）
- ⑤ 提出場所
坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所 産業政策部 観光交流課
- ⑥ 提出方法
持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
※持参の場合は、午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
※郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書類等在中」と朱書きすること。

（6）提出書類

番号	提出書類	提出上の注意	提出区分	
			単体	共同
1	参加表明書（様式1）	単体での参加表明の場合に提出すること。印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）	○	—
2	参加表明書（様式1-2）	共同企業体での参加表明の場合に提出すること。印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）	—	○
3	誓約書（様式2）	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）共同企業体で参加申込をする場合は、全ての構成員が提出すること。	○	○

4	会社概要（様式3）		○	○
5	履歴事項全部証明書（原本）	発行後3ヶ月を超えないもの	○	○
6	国税及び地方税の納税証明書（原本）	発行後3ヶ月を超えないもの	○	○
7	共同企業体協定書（様式4）		—	○
8	企画提案書（様式任意）	仕様書に示した業務内容に基づき、経験と強みを生かした具体的な企画提案書とし、A4サイズとする（図表等は必要に応じA3サイズの折り込みも可）	○	○
9	経営状況等調査表（様式6）		○	○
10	配置を予定する業務責任者・社員等の経歴等の状況（様式7）		○	○
11	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）（様式任意）		○	○
12	参考見積書（様式8）	見積額の明細が分かるよう内訳書（任意様式）を添付すること	○	○
13	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること	—	—
14	辞退届（様式9）	参加表明書を提出後、参加を辞退するときのみ提出すること	○	○

（○は必要、—は不要）

4 審査及び選定方法

（1）審査員の構成

審査委員会は、5名以内の委員で構成し、市職員及び外部有識者等をもって組織する。

（2）審査方法

- ① 本業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザルにより行う。
- ② 審査委員会において、提出された企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。
- ③ 審査は、別紙「評価基準書」に基づき実施する。
- ④ 審査の結果、評価点の合計が最も高く、かつ最低水準点を設けた項目において各審査委員の評価点が最低水準点以上である者を優先交渉権者として選定する。
- ⑤ 優先交渉権者と契約協議が整わない場合は、次順位者から順に契約交渉を行うものとする。
- ⑥ 評価点の合計が同点となった場合は、審査委員の協議により順位を決定する。

6 問い合わせ・提出先

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄 1－1

坂井市役所 産業政策部 観光交流課 担当：北嶋・坪田

TEL：0776-50-3152

FAX：0776-68-0440

メールアドレス：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

評 価 基 準 書

区分	記載項目	評価の視点	評価 点数	内訳 評価 点数
(1) 提案業者の 信頼性・実績	①会社概要	会社概要や事業内容に鑑み、信頼性のある会社であるか。	10	5
		事業遂行のための経営基盤を有しているか。		5
	②業務実績	業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	10	10
(2) 本業務の企 画・内容	①企画力	本市の情報発信の最大化を図った提案内容であるか。	30	10
		店舗への誘客の最大化を図った提案内容であるか。		10
		観光促進、及び市産品の販路拡大を図った提案内容であるか。		10
	②企画実行力	実現性の高い企画提案となっているか。	20	10
		収支計画とのバランスがとれた企画提案となっているか。		10
(3) 本業務への 取り組み	実施体制・ 積極性	スタッフ育成による生産性向上を図った提案内容であるか。	15	5
		企画運営と事務面双方において、業務を実施する適切な体制が整っているか。		5
		担当者に市の魅力発信に関する知見や経験を有した人材を配置しているか。		5
(4) 運営費	提案価格	費用対効果に優れた内容になっているか	15	15
合 計			100	100